

19 漁港、港湾

(1) 漁港、港湾施設一覧表

令和5年3月31日現在

区分	漁港名	所在地	種類	管理者	漁港指定年月日	施設規模										
						防波堤	防砂堤	導流堤	護岸	堤防突堤	岸壁	物揚場	船揚場	泊地	さん橋	
漁港	飛島	酒田市飛島 字勝浦	4	山形県	S26.7.10	m	m	m	m	m	m	m	m	m <sup>2</sup>	m	
		1,593.9				—	—	(499.4) 224.4	(132.5) —	566.0	193.2	459.8	43,890	29.2		
		684.8				—	—	(1,094.5) 252.1	—	—	159.0	(261.8) 250.0	11,550	—		
		酒田市飛島 字中村														
		酒田市飛島 字法木														
		鶴岡市由良	2	〃	S26.7.10	1,196.0	110.9	—	(1,822.0) 605.3	(30.6) —	559.0	47.6	301.4	43,468	—	
		〃 堅苔沢	2	〃	S26.11.14	885.7	—	—	(790.9) 426.2	42.9	307.4	117.7	74.2	31,816	12.0	
		飽海郡遊佐町 吹浦字女鹿	1	遊佐町	S29.10.30	89.4	—	—	(223.2) 60.0	—	—	—	44.5	5,243	—	
		〃 吹浦	1	山形県	S26.7.10	2,113.0	22.0	131.0	(790.3) 531.6	170.0	303.5	196.5	125.0	55,400	158.0	
		鶴岡市油戸	1	鶴岡市	S26.11.14	149.9	—	80.6	(183.5) 44.1	—	—	60.0	60.3	4,433	—	
		〃 三瀬	1	〃	S27.12.29	168.0	—	—	39.8	—	—	—	54.7	1,448	—	
		〃 小波渡	1	山形県	S27.12.29	359.2	24.0	—	253.7	—	—	227.5	106.3	11,735	—	
		〃 五十川	1	鶴岡市	S27.12.29	(279.8) 59.8	—	—	58.4	(313.5) —	—	18.0	27.5	1,400	—	
		〃 温海 字暮坪	1	〃	S26.11.14	52.3	—	—	—	—	—	110.3	14.0	1,609	—	
		〃 温海 字米子	1	山形県	S26.11.14	749.0	34.0	—	(441.3) 425.3	53.7	—	334.0	76.0	21,607	—	
	〃 温海	1	鶴岡市	S26.11.14	225.7	—	—	—	—	—	112.6	81.6	5,600	—		
	〃 大岩川	1	〃	S27.12.29	184.5	105.0	—	—	(72.0) —	—	53.0	96.0	10,800	—		
	〃 小岩川	1	〃	S26.7.10	309.1	20.5	—	195.4	98.1	—	146.0	115.6	13,088	—		
	〃 早田	1	〃	S27.6.23	60.3	147.9	—	—	—	—	105.0	67.5	2,600	—		
港湾	酒田	酒田市	重要 港湾	山形県	S28.3.20	20.0	—	—	227.6	—	516.0	1,656.4	72.0	128,776	—	
	加茂	鶴岡市加茂	地方 港湾	〃	S27.7.1	1,819.0	50.0	—	(1,786.5) 1,388.1	—	345.0	379.0	448.0	51,160	—	
	鼠ヶ関	〃 鼠ヶ関	〃	〃	S27.7.1	1,511.8	62.0	—	(2,803.7) 1,385.7	(495.0) —	145.0	988.0	337.0	161,610	354.0	

(注) 酒田港は漁港区を記載

( ) 内、海岸施設長含む。

(港湾事務所、鶴岡市、遊佐町、水産振興課)

## (2) 漁港管理

県管理漁港（6港）における漁港施設の管理、漁船以外の船舶が利用する場合の届出の受理、漁港施設、漁港区域内公共空地等の占用、工作物の設置等に係る許可（協議）を行う。

由良漁港（白山島）及び堅苔沢漁港に係る漁船以外の船舶保管施設（以下「指定施設」）については、平成18年度から指定管理者制度により管理されている。

### ア 県管理漁港

漁港は利用範囲等に応じて第1種から第4種までに分類されている。漁港管理者は漁港漁場整備法の規定により地方公共団体と定められており、原則として第1種漁港は市町村が、第2～4種漁港は都道府県が漁港管理者となる。

漁港の種類	漁 港 名 称	所 在 地	指定年月日
第4種漁港	飛島漁港（勝浦・中村・法木）	酒田市飛島	昭和26年 7月10日
第2種漁港	由良漁港	鶴岡市由良	昭和26年 7月10日
第2種漁港	堅苔沢漁港	鶴岡市堅苔沢	昭和26年11月14日
第1種漁港	吹浦漁港	遊佐町吹浦	昭和26年 7月10日
第1種漁港	小波渡漁港	鶴岡市小波渡	昭和27年12月29日
第1種漁港	米子漁港	鶴岡市温海	昭和26年11月14日

### イ 漁港の管理

漁港施設に破損がないか、漁港区域に危険な漂着物がないか等を監視するため、飛島漁港はほぼ毎日（土日祝日を除く）、他の5港は週に1回以上漁港監視員あるいは嘱託職員による巡視を行っている。（令和4年度実績）

実施件数 (飛島漁港を除く)	技術技能員	漁港監視実施回数
	2名	157件

### ウ 漁船以外の船舶の利用

漁港は漁業の本拠地として整備されているため、漁船以外の船舶が利用する場合には、岸壁（物揚場、船揚場）利用届の提出を受けている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
岸壁利用届受理件数	42	43	53	51

### エ 占用等許可（協議）

漁港管理者は漁港施設を占用等する場合には漁港管理条例、漁港区域内の公共空地を占用等する場合には漁港漁場整備法、漁港区域内にある海岸保全区域の公共空地を占用等する場合には海岸法による許可（協議）を行っている。

許可・協議 件数	漁港管理条例				漁港漁場整備法				海岸法			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
飛島漁港	22	9	17	21	5	1	3	6	2	1	5	3
由良漁港	20	11	27	21	10	5	5	7	8	3	10	7
堅苔沢漁港	7	5	8	8	0	0	3	1	3	1	4	0
吹浦漁港	16	4	10	13	7	5	7	9	11	5	9	11
小波渡漁港	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
米子漁港	6	2	7	3	0	0	0	0	0	1	0	0
計	72	32	71	67	22	12	18	23	24	11	28	21

### オ 指定施設使用許可

漁港施設内にある指定施設を使用する場合は漁港管理条例に基づく指定施設の使用許可が必要となる。

由良漁港及び堅苔沢漁港については、平成18年度から指定管理者制度による管理が行われており、現在公募方式により選定された山形県漁業協同組合が指定管理者となっている。吹浦漁港については、平成30年度から指定施設として指定された。

使用許可件数	R1	R2	R3	R4
由良漁港（白山島）	5	4	4	4
堅苔沢漁港	50	48	48	51
吹浦漁港	5	5	5	5